

1

事業名	学校いじめ防止基本方針の策定・改定	開始年度	平成26年度	担当課	教育局児童生徒安心課
施策の概要	「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受けて、各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。保護者や地域住民に対しての定期的な周知や、学校の実態に即した不断の見直しを行っている。				
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年4月に改定した「仙台市いじめ防止基本方針」を市立学校に通知し、各学校において「仙台市いじめの防止等に関する条例」及び「仙台市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の内容についての点検と改定を行った。 ●改定に際しては、条例の規定を踏まえ、児童生徒、保護者、地域住民からの意見聴取を行い、いじめ問題に関する理解の浸透を図るとともに、機会をとらえて周知を行ったことで、社会全体でいじめ問題に取り組む契機とした。 				
課題・今後の対応など	●児童生徒、保護者、地域住民に対する学校のいじめ防止基本方針の周知を図るとともに、その方針に基づきいじめ防止対策が、学校の実態に即した実効性の高いものとなるよう取組みを進める。				

2

事業名	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	開始年度	平成9年度	担当課	教育局児童生徒安心課
施策の概要	いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応」に向けて、各推進協力校が児童生徒の実態に応じた具体的な実践を重ねてきたいじめ・不登校対策の実践例を全市立学校に発信し、共有を図る。				
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、いじめ対策2校、不登校対策2校を推進協力校として指定し、いじめや不登校に係る児童生徒への支援体制等の実践例について、オンデマンド形式により全市立学校に共有を図り、「いじめ対策担当教諭」や「不登校支援コーディネーター」を中心とした各学校の組織的な対応力の向上につなげている。 ●各協力校においては、校内体制の再構築や組織的な対応力向上につながっている。 				
課題・今後の対応など	●推進協力校の成果を全市立学校で共有し、各校の取組みに生かすため、引き続き、推進協力校と教育委員会間で連絡・調整を密に行う必要がある。なお令和8年度も、推進協力校として、いじめ対策2校、不登校対策2校を指定している。				

事業名	いじめ防止に向けた研修の実施	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育センター、 教育局児童生徒安心課	3
施策の概要	いじめ防止に向けた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処について教職員の指導力・対応力の向上を図る。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、48研修、150講座で講義や演習など、実践的・実用的な研修内容を計画的に取り入れ、いじめをはじめとする生徒指導対応力・児童生徒理解力等、キャリアステージ・職能に応じた力量の向上を図った。 ●全ての教員がいじめ対策に関する研修を定期的受講できるように研修体系を構築したことにより、いじめ事例に対する具体的な対応方法を学んだり、事例の検討などを行ったりする機会が増えた。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●集合研修とオンライン研修により、事例検討やワークショップ形式での研修を通じて、受講者同士で意見交換を行うなど、効果的な研修になるよう、令和8年度以降も、引き続き進め方を検討していく。 ●こどもの権利擁護の考え方や児童生徒の意見を十分に聴き取る手法、聴き取りのポイントに関する内容を研修で取り上げるなど、研修の充実を図る。 ●研修後、各学校において教職員全体に必要な内容が共有されるよう、研修担当者からも具体的な伝達方法等を提示していく。 					

事業名	いじめ防止マニュアル等の活用	開始年度	平成25年度	担当課	教育局児童生徒安心課	4
施策の概要	平成25年度以降、毎年度、いじめ防止に資するハンドブックを作成し、全教職員へ配布している。ハンドブックは、いじめ防止対策や不登校支援等のマニュアルとして、より具体的ないじめ等における未然防止と対応について理解できる内容としている。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、児童生徒が抱える課題が多様化、深刻化する中で適切な児童生徒理解とアセスメントに基づいた教育相談の充実と関係機関との連携強化のための「教育相談ハンドブック」を作成し、全教職員へ配布した。 ●各学校で、上記ハンドブックのほか、令和3年度に発行した「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」やスクールロイヤーによる研修動画を活用した校内研修等を実施した。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの未然防止、早期発見、事案への対処、組織体制、情報の共有等について、教職員の共通理解を図るため、引き続き、各種ハンドブックを使用した全教職員の研修を実施する。また、効果的に活用されるよう周知を行い、現場における適切な対応につなげていく。 ●「いじめ不登校対応支援チーム」による学校訪問を通じ、学校の組織体制や管理職への報告、校内研修の状況等について確認し、具体的な指導助言を行う。 					

事業名	体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用	開始年度	令和元年度	担当課	教育局教職員課	5
施策の概要	平成29年度に実施した「体罰等に関する全校アンケート調査」の調査結果と、平成30年度に制定された「仙台市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、体罰・不適切な指導防止のハンドブックを作成し、規範意識等教職員の資質能力の向上を図る。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒一人ひとりの人格や個性を尊重した指導を目指し、「不適切な指導の防止」の徹底や教職員一人ひとりの意識を高めるため、令和5年4月に「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「教職員向け活用ガイド」を作成し、全市立学校に周知するとともに、学校内におけるコンプライアンス研修などで活用している。 ●体罰及び不適切な指導の事例を示しながら、より実践的な対応の仕方についてまとめた「不祥事根絶に向けて 実例演習」について、校内研修での活用を進めている。 					
課題・今後の対応など	●「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「不祥事根絶に向けて 実例演習」などを活用し、校内研修を充実させ、指導の在り方や学校の組織風土を見直しながら、体罰・不適切な指導、その他の不祥事案の根絶に取り組んでいく。					

事業名	いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施	開始年度	平成19年度	担当課	教育局児童生徒安心課	6
施策の概要	各学校において児童会や生徒会による主体的ないじめ防止対策に取り組んでいる。いじめは決して許されない行為であること、どの学校にも起こり得ることを児童生徒が十分認識し、「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高め、未然防止を図るため、年2回キャンペーンを実施する。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●年2回(5月・11月)のキャンペーンを実施した。具体的には、5月に各学校の「いじめ防止『きずな』アクション」として、児童生徒が行動目標を設定して活動に取り組み、11月にその振り返りを行っている。 ●「いじめ防止『きずな』アクション」については、各学校において、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集などを独自に企画し、児童会や生徒会を中心に児童生徒の主体的な活動として取り組んでいる。各校の取組みについては、区役所や中央市民センター、地下鉄仙台駅構内などで、成果の広報を行った。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の独自性、児童生徒の創意を尊重するとともに、地域(学校運営協議会)や保護者と連携した取組みに広げる。 ●引き続き、「いじめ防止『きずな』アクション」を5月から実施し、児童生徒の主体的な活動を促していく。 					

7

事業名	児童生徒の声の収集 ～聞かせてください！！みんなの気持ち～の実施	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
施策の概要	いじめ対策推進課の職員が市立学校を訪問し、学校で計画している授業等(道徳や学級活動の授業、学年集会、委員会活動等)の参観や、質問を通じて児童生徒の意見を収集する。収集した意見は広報啓発事業に活用する。				
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、「地域との関わり」をテーマに、市立小中学校(10校)で意見を聴取した。地域の方々や地域活動に対する児童生徒の思いを学校別に記事としてまとめ、各地区市民センター等への掲示やいじめ防止等対策ポータルサイトへの掲載などを通じ、市民への周知を図った。 ●学校運営協議会や地域との懇談会等で活用できるよう、「自己肯定感の高まり」「自己有用感の高まり」の2つの観点で整理した資料を全市立学校へ周知した。 ●このほか、本市イベントでの展示や啓発リーフレットの内容に生かすなど、広報啓発事業にも活用した。 				
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度は「友達や自分の心を見つめること」をテーマに、市立学校の授業実践を取材し、授業前と授業後のアンケート調査において、児童生徒の変容を見る。 ●収集した意見については、様々な媒体や手法により、市民、関係機関等に発信していくとともに、より効果的な意見の収集方法や事業等への活用についても、引き続き検討しながら取り組んでいく。 				

8

事業名	情報モラル教育の推進	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育指導課、教育局教育センター
施策の概要	各学校において、情報モラル教育の年間指導計画を策定し、児童生徒の情報モラルに関する情報活用能力の計画的な育成を図る。				
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●全市立学校において、情報モラルに関する授業を年間指導計画に位置付け、実践した。 ●児童生徒の実態を把握するために、情報モラルを含めた情報活用能力に関する意識調査を実施した。 ●仙台市GIGAスクール推進協議会の指導・助言を受けて策定した、授業参観で活用できる情報モラル教育のモデル授業について、WEBページに掲載し、全市立学校にその取組みを共有した。 ●民間事業者等と共同で作成した情報活用能力(情報モラルを含む)の育成のための教材「みやぎ情報活用ノート」について、本市で導入している学習用支援ソフトウェア「ロイロノート・スクール」で活用できる教材に加工して、全校に展開するなど、情報モラルの育成に努めた。 ●教員に向けて「GIGAスクール端末活用研修」「生成AI研修」「ICT活用指導カレベルアップ研修」で端末の効果的な活用方法とともに情報モラルについて研修を行った。 				
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報モラル教育に係る取組みを推進する。 ●令和8年度は、GIGAスクール構想推進に関わる研修(年3回)で、「情報モラル教育」をテーマに実施し、児童生徒がよりよい端末活用ができるような実践を呼び掛けたり、家庭との連携を呼び掛けたりして、「こどもたちの主体的な活動」や「家庭での親子の対話」を啓発、促進する。そして、各学校、教員による優れた取組みを収集し、市立学校に広く普及させるとともに、1人1台端末で活用できる授業用教材等の充実に努める。 				

事業名	命を大切にする教育の推進	開始年度	平成29年度	担当課	教育局教育指導課	9
施策の概要	命を大切にする教育研修に有識者を招き、命を大切にする教育の必要性や推進上の留意事項について、教職員向けの研修を行い、「仙台版 命と絆プログラム」を活用した、命を大切にする教育を推進する。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●全市立学校の管理職や担当者を対象に、有識者を招いて悉皆研修を実施した。研修後に各学校で伝達講習を実施し、校内推進体制を確立できるようにした。 ●「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」を中学校の新版教科書に合わせて修正した。また、活用した実践事例を収集、配信し、各学校で活用できるようにした。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●「命を大切にする教育研修」を通して継続的な取組みを図る。 ●「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」を活用した授業実践事例の収集と、事例集の各学校への配信は、今後も継続していく。また、全国的な小中高生の自死の増加傾向を踏まえながら、これまでの実践をもとに課題を整理し、プログラムの見直しについて検討していく。 					

事業名	学級生活アンケート調査の実施	開始年度	令和元年度	担当課	教育局多様な学び支援課	10
施策の概要	児童生徒の心の状態の変化に気づき、支援に活かすためのアンケートを、全市立小学校(118校)の高学年児童、市立中学校(64校)と中等教育学校前期課程(1校)の生徒を対象に実施する。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●全市立小学校、中学校、中等教育学校前期課程で、対象となる児童生徒へアンケートを3回実施した。 ●その結果を多面的に評価した客観的なデータにより、教職員が児童生徒の心身の状態やその変化を的確に把握し、共通の理解のもとで、支援体制や指導方法の改善を図った。 ●アンケート結果を有効活用できるよう、アンケート担当教員を対象に研修を実施した。 					
課題・今後の対応など	●引き続き、児童生徒の心の状態の小さな変化を把握するため、全市立小学校、中学校、中等教育学校前期課程の対象児童生徒に、アンケートを年3回実施する。					

事業名	24時間いじめ相談専用電話の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局多様な学び支援課	11
施策の概要	24時間対応のいじめ相談専用電話を設置している。多様な学び支援課配置のスクールカウンセラーが対応するほか、夜間時間帯及び閉庁日については、業務委託先の相談員が対応する。					
施策の実施状況	●令和7年度は、240件の電話相談(相談者別内訳:こども48件、保護者158件、不明その他34件)があり、そのうちいじめに関する相談は111件(こども17件、保護者91件、不明その他3件)であった。					
課題・今後の対応など	●学校が把握していない事案について、学校へ早急に情報提供することにより、いじめの早期発見・問題解決につなげていく。					

事業名	SNSを活用したいじめ相談の実施	開始年度	平成30年度	担当課	教育局多様な学び支援課	12
施策の概要	全市立小学校・特別支援学校小学部の高学年児童、全市立中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒を対象に開設した専用窓口で、毎週日曜日及び年6回の期間(4月下旬から5月上旬、6月下旬、夏休み、秋休み、冬休み、春休みの各休業明け前後)に相談員と双方向のやりとりをしながら、いじめを含む様々な悩みについてSNS上で相談に応じる。また、通年で友達や自分に対するいじめのほか、学校にSOSを伝える一方向の報告・連絡を受け付け対応している。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、相談を受ける期間を年5回から年6回に拡充することでさらなる利便性の向上を図り、アクセス数は165件だった。 ●市立中学校の生徒については「仙台市いじめ・学校生活SNS相談」をブックマークに登録することで、1人1台端末より相談できるようになっている。 ●相談員と双方向の相談について、相談件数は21件であり、そのうち、いじめに関する相談は2件だった。 ●一方向のSOSの受付については、21件の報告や連絡があった。相談者の悩みや訴えなどは、学校と早急に情報共有を図った。 					
課題・今後の対応など	●引き続き、SNSを活用したいじめ相談を実施し、いじめの早期発見・問題解決につなげていく。					

13

事業名	いじめ等相談支援室 S-KETの運営	開始年度	令和2年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
施策の概要	学校や教育委員会とは異なる立場でいじめ等に関する相談を受ける窓口を運営している。弁護士や学識経験者などいじめの問題に詳しい専門家が、児童生徒や保護者に寄り添った支援を行う。				
施策の実施状況	<p>●令和7年度における相談延べ件数は437件^{※1}(電話253件、メール127件、面接57件)であり、そのうちいじめに関する相談は201件であった。また、実相談者数は122人^{※2}であり、そのうちいじめに関する相談は70人であった。</p> <p>※1 内訳(児童生徒60件、保護者345件、児童生徒と保護者29件、その他3件)</p> <p>※2 内訳(児童生徒13件、保護者101件、児童生徒と保護者5件、その他3件)</p> <p>●利便性向上のため、令和7年12月から、専門員とのオンライン相談を導入した。</p> <p>●今後の広報啓発等に活用するため、市立小中学校9校の児童生徒及び全保護者に認知度等調査を実施した。</p>				
課題・今後の対応など	<p>●引き続き、S-KET広報チラシの児童生徒と保護者への定期的な配信、学校と関係機関への配架依頼等により周知・浸透を図るとともに、相談者に寄り添った支援を行うため、研修等による相談員の支援スキルの向上や、関係機関との連携を図る。</p> <p>●S-KETの認知度等の実態を把握し、効果的な広報啓発につなげるため、市立学校の児童生徒と全保護者を対象に、認知度等調査を引き続き実施する。</p>				

14

事業名	いじめ相談の情報連携	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課
施策の概要	各相談窓口で受けたいじめに係る情報に関して、いじめ対策推進課がとりまとめ、相談者の同意のもと、教育委員会に情報提供を行う。教育委員会は学校と情報を共有し、学校への指導と支援を行い、対応後には教育委員会からいじめ対策推進課を通して、相談を受けた窓口に対応結果や経過について情報提供を行う。				
施策の実施状況	●情報共有及び連絡調整を図ることでいじめの解消につなげていくため、年度当初に関係各所に情報連携について周知した。				
課題・今後の対応など	●いじめの相談を受けた場合の対応手順について、引き続き庁内の関係部署に周知を図るとともに、教育委員会に情報共有を行ったケースについては、対応に係る経過又は結果を確認する。				

事業名	教育相談室における相談支援	開始年度	平成5年度	担当課	教育局多様な学び支援課	15
施策の概要	多様な学び支援課内に教育相談室を設置し、3名の専任相談員が、児童生徒、保護者及び学校関係職員等からの電話による相談や来室相談に応じている。必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師、嘱託臨床心理士が対応し、諸問題の解決等への援助を図っている。					
施策の実施状況	●令和7年度には403件の相談(電話328件、来室75件)があり、そのうちいじめに関する相談は、25件(電話25件)であった。					
課題・今後の対応など	●引き続き、相談者に寄り添った対応を行っていきけるよう、相談員の専門性や対応力、相談技術向上のための研修等の充実を図っていく。					

事業名	学校におけるアンケート調査の実施	開始年度	平成24年度	担当課	教育局児童生徒安心課	16
施策の概要	9月には、全市立小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全児童生徒を対象に、児童生徒が安心して学校生活を送ったり、相談しやすい風土を醸成したりすることができるように、教育委員会による「安心安全な学校づくりアンケート」を実施し、各学校に集計結果を周知している。また、11月には、児童生徒が保護者とともに「仙台市いじめアンケート」に取り組み、Googleフォームで回答する。このほか、各学校が、定期的に複数回のアンケートや教育相談等を実施することにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。					
施策の実施状況	●児童生徒が安心して学校生活を送ったり、相談しやすい風土を醸成したりすることができるように、教育委員会による「安心安全な学校づくりアンケート」を実施し、集計結果を各学校に周知した。実施に当たってはGoogleフォームを活用し、集計を教育委員会が行うことで学校の負担軽減を図った。 ●「仙台市いじめアンケート」は、Googleフォームでの回答としている。11月に全市立学校の児童生徒を対象に実施し、教育委員会への報告は、毎月の「いじめ事案報告」に合わせて行っている。					
課題・今後の対応など	●引き続き、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、「安心安全な学校づくりアンケート」及び「仙台市いじめアンケート」を実施していく。					

17

事業名	インターネット巡視の実施	開始年度	平成22年度	担当課	教育局児童生徒安心課
-----	--------------	------	--------	-----	------------

施策の概要
 児童生徒のインターネットなどを介したトラブルの未然防止を図るため、SNSやインターネット掲示板などを定期的に閲覧するインターネット巡視を行う。

施策の実施状況
 ●外部委託業者によるSNSや掲示板などの巡視を実施し、児童生徒による不適切な書き込みなどの監視を継続して行った。
 ●巡視の結果、不適切な書き込み(229件)については、業者が教育委員会と対象校に速やかに報告し、早期発見、対応につなげた。

課題・今後の対応など
 ●携帯端末を使用する児童生徒が増加しており、今後もSNSによる不適切な書き込みによるトラブルの増加が予想されることから、児童生徒や保護者に対する啓発に一層取り組むとともに、児童生徒・保護者に対する情報モラル教育を一層推進していく。
 ●誹謗中傷やいじめにつながる不適切な書き込み、自死企図などの心配な書き込みなどを早期発見し、随時学校に連絡することで、早期解決に向けた対応を支援していく。また、具体的な対応について、学校と連携し、必要に応じて助言などを行っていく。

18

事業名	いじめ事案の報告	開始年度	平成29年度	担当課	教育局児童生徒安心課
-----	----------	------	--------	-----	------------

施策の概要
 いじめ事案について、保護者を含めた情報の共有や組織的な対応が適切になされるとともに、学校と教育委員会が情報を共有し、必要な連携が図られるようにする。

施策の実施状況
 ●いじめを理由とする欠席があった場合において、いじめ事案集計表に記載がある児童生徒の欠席が15日に到達したとき、学校は速やかに教育委員会に報告することとしている。
 ●学校が認知したいじめ事案については、対応状況を教育委員会に毎月報告することにより、学校と教育委員会との間での情報共有を徹底している。各校のいじめ事案への対応状況を把握することで、適宜学校と教育委員会が連携し、いじめが原因で欠席が増えている児童生徒の早期発見と早期対応を図ることができた。

課題・今後の対応など
 ●いじめ事案の報告については、引き続き、学校と教育委員会の情報共有の徹底を図り、いじめの早期発見や早期対応につなげていく。

19

事業名	いじめ対策支援員の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局児童生徒安心課
施策の概要	いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に取り組む小学校に、元警察官及び元教員をいじめ対策支援員として一定期間派遣し、学校いじめ防止等対策委員会への参加、教職員への助言、関係児童生徒への声掛け指導を行うなど、いじめの早期改善に取り組む。また、必要に応じて、いじめ対策支援員から学校に助言や指導を行う。				
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため、いじめ事案等の課題に取り組む小学校に元警察官16名、元教員7名をいじめ対策支援員として一定期間派遣し、いじめの早期改善に向けて、学校いじめ防止等対策委員会への出席、教職員への助言、関係児童への声掛け指導等を行った。 ●毎月1回、教育委員会と配置校との情報交換を行い、いじめ対策支援員の対応状況などを確認した。新たな配置が必要と思われる学校には年度途中で配置転換を行い、計28校に対応した。 				
課題・今後の対応など	●令和8年度は5名増員し配置校の拡充を図る。併せて、配置開始時期を4月に前倒し(これまでは5月から)し、長期休業期間も含めて通年配置とすることで、児童生徒が安心して登校できる環境づくりを一層推進するほか、いじめの未然防止に向けて学校との連携を更に強化していく。				

20

事業名	指導困難学級対策チームの訪問	開始年度	平成19年度	担当課	教育局児童生徒安心課
施策の概要	指導困難学級への対応に苦慮する学校に対して、児童生徒安心課の指導主事等で構成される指導困難学級対策チームが要請に応じて学校を訪問し、有効な対応策等を検討しながら、改善に向けた支援を行う。また、状況に応じて、該当する児童生徒及び指導困難学級への対応支援を行う。				
施策の実施状況	●令和7年度に訪問した学校は、計7校で、延べ12日であった。				
課題・今後の対応など	●学校の教職員と実態把握や要因分析を行うことで、必要な支援策を共有し、当該校が組織体制を見直すとともに、自立した対応を行うことができるよう、支援に当たる。				

事業名	心のケア緊急支援	開始年度	平成18年度	担当課	教育局多様な学び支援課	21
施策の概要	重篤な事件や事故の発生時に、当該学校に対してスーパーバイザー(スクールカウンセラーの中で指導的な役割を果たす臨床心理士)を中心としたスクールカウンセラーの緊急派遣を行い、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う。					
施策の実施状況	●令和7年度は、12校にスクールカウンセラーを派遣し、初期対応や児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行った。					
課題・今後の対応など	●今後も、児童生徒や保護者、教職員に適切な支援が行えるよう、スクールカウンセラーの能力向上に資する研修の充実などに努めていく。					

事業名	いじめ対策専任教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局児童生徒安心課、教育局教職員課	22
施策の概要	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する生徒の個別対応、不登校生徒への指導・支援、いじめアンケートの集約や聴き取り、生徒会と連携した啓発活動、いじめ防止運動の企画・運営、校内研修の立案・実施、校内の巡回指導、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。					
施策の実施状況	●全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校66校への配置を継続し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核的な役割を果たしている。					
課題・今後の対応など	●引き続き、いじめ対策専任教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動がとられるよう、スクールカウンセラー等専門職との連携強化や、教員研修の充実など、組織的な対応力の向上を図っていく。					

23

事業名	児童支援教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局児童生徒安心課、 教育局教職員課
-----	-----------	------	--------	-----	------------------------

施策の概要
小規模校4校を除く市立小学校114校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する児童の個別対応、不登校児童への指導・支援、いじめアンケートの集約や聴き取り、児童会と連携した啓発活動、いじめ防止運動の企画・運営、校内研修の立案・実施、校内の巡回指導、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。

施策の実施状況
●引き続き、小規模校を除く市立小学校114校へ配置し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核的な役割を果たしている。

課題・今後の対応など
●小規模校4校を除く市立小学校114校への配置を継続するとともに、児童支援教諭を中心に適切な情報共有と迅速な行動がとられるよう、スクールカウンセラー等専門職との連携強化や、教員研修の充実など、組織的な対応力の向上を図っていく。

24

事業名	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問	開始年度	平成27年度	担当課	教育局児童生徒安心課、 教育局多様な学び支援課
-----	--------------------	------	--------	-----	----------------------------

施策の概要
児童生徒安心課と多様な学び支援課の指導主事等が、「いじめ不登校対応支援チーム」として全市立学校を巡回訪問し、組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。また、各学校と児童生徒安心課・多様な学び支援課が、事案に対して組織的に対応できるよう、情報を共有する。
訪問時期については5～7月とし、年度の早い時期に各学校の組織体制や取組み状況、いじめアンケート後の学校対応や処理状況等を確認し、指導助言を行う。

施策の実施状況
●令和7年度は5～7月に、全市立学校188校を訪問した。
●対応や処理状況において改善を要する学校に対しては、訪問の1～2か月後を目安に状況確認を行い、改善の徹底を図った。
●各校の好事例については、他校にも紹介し、実践が広がるよう働き掛けた。

課題・今後の対応など
●引き続き、各学校と児童生徒安心課・多様な学び支援課が、事案に対して組織的に対応できるよう、巡回訪問時の指導事項や個別ケースについて、その後の状況把握に努める必要がある。

事業名	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育センター	25
施策の概要	いじめ事案等への対応、学級経営、保護者への対応等、教職員からの職務上の相談を受け、課題解決に向けて助言する。内容によって、他課と連携を図り、専門的な観点からの助言を行う。					
施策の実施状況	●令和7年度の相談件数は107件(前年度比18件増)、人数は32名(前年度比2名増)。主な相談内容は、人間関係(管理職、同僚、児童生徒、保護者等)、業務(学級経営、生徒指導、学習指導、校務分掌、働き方改革)、自身の健康等についてであった。					
課題・今後の対応など	●平成29年度より予約なしでの相談を可能としており、研修会後に立ち寄る教員も多い。来所のみならず、電話・メール等での相談にも対応し、いじめ対応に関する相談にも応じることも含め、引き続き、研修後の相談室のPRや相談室だよりを毎月発行するなど、相談窓口の周知を図っていく。					

事業名	スクールカウンセラーによる支援	開始年度	平成7年度	担当課	教育局多様な学び支援課	26
施策の概要	全市立学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●全市立学校と教育相談室、教育支援センターに計89名のスクールカウンセラーを配置し、問題行動の未然防止を図るとともに、課題の早期発見と早期対応にあたることができた。 ●中学校区に同一スクールカウンセラーの配置(一人のスクールカウンセラーが中学校区内の小中学校も担当する配置形態)を34中学校区で継続実施した。 ●研修会や学校訪問において、学校とスクールカウンセラーの効果的な連携の在り方について啓発した。 					
課題・今後の対応など	●令和7年度までは全校で週1日配置としていたが、令和8年度から21校(小学校11校、中学校8校、高等学校2校)で配置日数を週2日に拡充する。今後も、各学校への配置日数の確保を図るとともに、小中連携の観点から、中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置するよう努めていく。					

事業名	スクールソーシャルワーカーによる支援	開始年度	平成26年度	担当課	教育局多様な学び支援課	27
施策の概要	スクールソーシャルワーカーが、学校からの相談に対応することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等生徒指導上の課題の解決を図る。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールソーシャルワーカー28名を拠点校である市立中学校等に週1日(大規模校4中学校区は週2日)配置し、学区の小学校も含めて全市立学校をカバーする体制で相談支援を行い、計1,873件の相談対応を行った。 ●児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行った。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、全市立学校をカバーする体制を継続する。引き続き、研修等を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めるとともに、養護教諭や教育相談担当、スクールカウンセラーなどの専門職との連携を図り、効果的な支援に努める。 					

事業名	スクールロイヤーによる学校支援	開始年度	平成30年度	担当課	教育局児童生徒安心課	28
施策の概要	仙台弁護士会から推薦された弁護士が、学校が直面する諸課題(いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等)への対応等について、幅広く相談に応じる。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度における学校からの相談対応は、いじめに関する相談を含めて56件であった。また、市立学校教員全体のいじめ問題などへの対応力の向上に向け、教育センターなどで開催する年次研修等において弁護士による講義を5回実施した。教職員の校内研修については、長期休業中に2日間、30校に実施した。スクールロイヤーによるいじめ対応に係る研修動画を作成して教職員に周知し、管理職及びいじめ対策担当教諭が研修動画を視聴した。 ●児童生徒がいじめは絶対に許されないこと、いじめをなくすにはどうすればよいかなどについて学ぶ機会として、いじめ予防授業を24校で実施した。また、スクールロイヤーとともに予防授業の指導案を作成した。 					
課題・今後の対応など	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールロイヤーによる研修や学校訪問でのケース相談対応を通して、いじめ防止等の取組みを一層徹底するとともに、令和8年度から設置する学校管理職(校長)OBや心理士などで構成する「学校支援チーム」では、スクールロイヤーを活用し法的な指導・助言を行う体制を整備する。 ●いじめ予防授業について、学校から予定を超える応募があることも踏まえ、各校で工夫して実践できるように指導案を作成し、その充実を図っていく。 					

事業名	さわやか相談員等の配置	開始年度	平成11年度	担当課	教育局多様な学び支援課	29
施策の概要	教員とは違う視点から児童生徒に関わる「さわやか相談員」と「学校教育ボランティア相談員」を小中学校に配置することで、悩みや問題の解決を図るとともに、いじめや不登校、問題行動等の未然防止につなげる。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の身近な遊び相手や相談相手となる「さわやか相談員」を、令和7年度は小学校105校に113名、中学校45校に51名を配置した。 ●児童生徒の様々な悩みや不安の解消、ストレスの緩和を図る「学校教育ボランティア相談員」を、令和7年度は小学校11校に42名、中学校2校に2名を配置した。 					
課題・今後の対応など	●各学校の実態に応じて、相談員の配置時間、活動場所、活動内容などを工夫しながら、児童生徒に対するより効果的な支援方法を検討していく。					

事業名	いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布	開始年度	平成27年度	担当課	教育局児童生徒安心課	30
施策の概要	いじめの理解促進を図るとともに、いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が連携して早期解決を図るため、早期発見、早期対応のためのチェック項目や、相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成し、全ての市立学校の児童生徒の家庭に配布する。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●4月に各学校へ配布した。 ●リーフレットには、いじめのサイン「発見シート」として、起床から、登校、下校、就寝までの1日の流れに沿って、学校・家庭・地域が、それぞれの立場からこどものサインを見逃さないためのチェックポイントを示した。 ●家庭や地域を含めたそれぞれの場で、こどもの小さなサインを見逃さないための「発見シート」という形式になっている。 					
課題・今後の対応など	●いじめ防止等対策について地域との連携を強化していくため、地域への更なる周知(学校運営協議会での活用等)を進めるとともに、チェックポイントの見直しなど、内容の改訂を継続していく必要がある。					

事業名	学校・保護者・地域の意見交換の場の設定	開始年度	-	担当課	教育局児童生徒安心課	31
施策の概要	学校が、生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全育成協議会等の機会を捉え、自校のいじめの未然防止対策について説明したり、意見交換を行ったりする場を設定する。					
施策の実施状況	●学校が様々な機会を通して、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定したことで、これまでのいじめ防止等対策を確認するとともに、学校の対応を保護者や地域住民に周知することにより、いじめ問題に対する関心や理解を深めた。					
課題・今後の対応など	●引き続き、学校運営協議会で協議するなど、児童生徒・保護者・地域住民の意見を広く聴取し、学校・家庭・地域の連携を図りながら、いじめ防止等対策の実効性をより高めていく必要がある。					

事業名	相談窓口案内チラシの作成・配布	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課	32
施策の概要	いじめに悩む児童生徒や保護者の支援につなげるため、全ての市立学校の保護者や教職員に対して、いじめに関する相談窓口を掲載したチラシを配布するとともに、市民利用施設等に配架し、相談窓口の周知を図る。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度作成分は、市立学校188校に配布、市民利用施設等108か所に配架した。 ●以下の相談窓口の紹介とした。 ※相談窓口・・・24時間いじめ相談専用電話、いじめ相談受付メール、仙台市いじめ等相談支援室「S-KET」、24時間子供SOSダイヤル、こどもの人権110番、いじめ110番、仙台市教育相談室、子育て何でも電話相談、こども若者SNS相談、親子こころの相談室、児童相談所電話相談、せんだいみやぎこども・子育て相談、子供の相談・登校相談、仙台いのちの電話、こども若者電話相談・ヤングケアラー相談、子ども悩みごと電話相談、チャイルドライン ●保護者への配布方法について、保護者連絡ツールでの配信へ変更し、内容や部数の見直しを行った。 					
課題・今後の対応など	●チラシの掲載内容について、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き相談窓口の周知を図る。					

事業名	市民向けの広報・啓発	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課	33
施策の概要	条例に基づき、社会全体でいじめの防止に取り組む重要性について広く市民に向けて広報啓発を行う。					
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成するため、啓発リーフレットの配布、市庁舎への懸垂幕・横断幕の掲出など、様々な方法で市民に向けて広報啓発を行ったほか、市民向けセミナーの開催(参加者46名)、仙台市PTAフェスティバル等の関係団体イベントへの出展などを通じて、いじめ防止に係る啓発を行った。 ●著名人による動画・音声メッセージを制作し、WEB広告やデジタルサイネージなどでの動画配信及び地下鉄駅構内での音声放送を実施するなど、市民一人ひとりの意識向上やサイトの認知度向上を図った。 					
課題・今後の対応など	●社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成するため、引き続き、多様な媒体や手法を用いて、効果的な広報啓発を展開していくとともに、いじめ防止等対策ポータルサイトの更なる認知度向上を図っていく。					

事業名	いじめ防止等対策本部会議	開始年度	令和元年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課	34
施策の概要	市長を本部長とし、副市長と各局区長、教育長、各企業管理者で構成する。いじめ防止等対策に関し、全庁的な認識の共有と連携を図り、効果的に施策を推進するための議論を行う。					
施策の実施状況	●令和7年度は3回開催し、本市におけるいじめの状況、施策の実施状況のほか、いじめ防止等に関する各局区の実施状況、仙台市いじめ等相談支援室 S-KETの相談実績など、いじめ防止等対策に係る情報共有や調整等を行った。					
課題・今後の対応など	●引き続き、全庁を挙げたいじめ防止対策を推進していくため、本部会議を通じて情報を共有しながら、各局区におけるいじめ防止の取組みの推進や、職員のいじめ防止に対する意識の向上を図っていく。					